

女性医師支援のご案内

日本海総合病院では子育て等をしながら働く女性医師を支援するため、勤務環境の向上に向けて様々な取り組みを行なっています。

1. 医師短時間正職員制度

○目的

育児、介護をしながら働きやすい環境を整えるため、新しい独自の制度を設けています。

○勤務時間及び所定労働時間

週30時間又は4週を通じて1週間平均30時間を下回らない労働時間になります。

○健康保険・年金についての取扱い

健康保険は「協会けんぽ」、年金は「厚生年金」に加入することとなります。

2. 育児短時間勤務

○育児短時間勤務

【対象児童】 小学校就学の始期に達するまでの子

【勤務時間】 ①～④の勤務時間のいずれか

① 月～金を勤務日とし、1日3時間55分
(週 19時間35分 勤務)

② 月～金を勤務日とし、1日4時間55分
(週 24時間35分 勤務)

③ 月～金の2日を除く3日を勤務日とし、1日7時間45分
(週 23時間15分 勤務)

④ 月～金の2日を除く3日を勤務日とし、うち2日は1日7時間45分ずつ、1日は3時間55分
(週 19時間25分 勤務)

○健康保険・年金についての取扱い

健康保険・年金ともに、正職員と同様の「共済組合」に加入することとなります。

3. 育児に関する特別休暇

○育児時間（特別休暇）

生後3年に達しない子を育てる場合、1日2回、1日を通じて90分を超えない範囲内で必要と認められる期間。ただし、1回に取得できる期間は、30分、45分又は60分とし、2回分を連続して取得することもできます。

4. 院内保育所

○定員 35名 (H26.11.1 現在)

○定時保育 7:30~19:00

○一時保育 7:30~19:00

※職員が家庭又は他の保育所等で保育を利用しているが、緊急一時的に保育が必要となった場合かつ入所定員に余裕があるときに利用できます。

○終夜保育 19:00~7:30

※職員の夜間勤務又はこれに準ずる事情があるときに利用できます。

5. 病児・病後児保育事業

○趣旨

病気の回復期及び回復期に至らず、急変が認められない児童を一時的に預かることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援し、児童の健全な育成を図ることを目的としています。

○対象児童

生後3か月以上の乳幼児並びに小学校3学年までの児童

○開設日

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く毎日

○対応時間

8:00~18:00

○利用申請

酒田市へ事前登録の申請書と利用申込書の提出が必要となります。但し緊急を要する場合は、空き状況によっては当日でも登録申請書と利用申込書を併せて提出すれば、利用できます。

[お問合せ先]

日本海総合病院 総務課 電話 0234-26-2001 (代表)